

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院者確認診察実施要領

(趣旨)

- 1 この要領は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第29条第1項に基づき措置入院となった者(以下「措置入院者」という。)の人権に配慮した適正な医療の確保を図るため、入院後概ね3カ月を経過した措置入院者の措置入院継続及び処遇の適否の審査(以下「確認診察」という。)の取扱いについて必要な事項を定める。

(診察の時期及び対象者)

- 2 当初措置入院時に担当した保健所の長にある者(以下「保健所長」という。)は、当該措置入院者に対し、原則として措置入院後3カ月から4カ月未満の期間内に確認診察を実施する。
なお、起算日は、当初入院日とし、身体合併症等の理由による他病院への転院日は、考慮に入れない。
- 3 前段の対象者のうち、入院後概ね3カ月を経過した時点で精神科病院実地指導時の診察が行われる者は、対象者から除く。

(確認診察を行う精神保健指定医)

- 4 保健所長は、県が指定する精神保健指定医(以下「実地審査医」という。)の中から適宜1名を選定し、様式1により確認診察の依頼を行う。

(入院先病院管理者への通知)

- 5 保健所長は、確認診察を実施する場合は、入院先病院管理者に対し、様式2により確認診察の実施を通知する。

(確認診察の実施)

- 6 確認診察は、県職員立会いのもと入院先病院で実施する。
なお、必要に応じて入院先病院職員の立会いを求めることができる。

(確認診察後の処置)

- 7 確認診察後、実地審査医は、診察結果について、病院管理者に口頭で伝えるとともに、「措置入院者確認診察報告書」(様式3)を作成し、保健所長を経由して、知事へ報告する。
- 8 知事は、措置解除が適当と判断された者又は文書指導相当の処遇の改善を要すると判断された者について、病院管理者から保健所長を経由して「措置解除・処遇改善に関する意見書」(様式4)を徴する。
- 9 知事は、意見聴取の結果、措置解除について診察結果と病院管理者の意見が一致した場合は、病院管理者から速やかに法第29条の5に基づく措置入院者症状消退届出書を徴し、法第29条の4により措置を解除する。
- 10 保健所長は、意見聴取の結果、処遇の改善について診察結果と病院管理者の意見が一致した場合は、必要に応じて実地に確認を行う。
- 11 知事は、意見聴取の結果、診察結果と病院管理者の意見が相違する場合は、関係者と協議のうえ、必要に応じて熊本県精神医療審査会の意見を聴き、措置入院継続及び処遇の適否を判断し、相応の措置を採る。

(その他)

- 12 診察に係る実地審査医の旅費及び報酬は、保健所で支払う。
- 13 保健所長が行う事務のうち、本庁で措置入院のための診察を行ったものについては、健康福祉部長が行う。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月28日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

様式 1

第 号
年 月 日

精神保健指定医

様

熊本県健康福祉部長
(〇〇保健所長)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院者の確認診察
について（依頼）

このことについて、下記のとおり措置入院者の措置入院継続及び処遇の適否に係る確
認診察を依頼しますので、よろしく申し上げます。

記

1 入院先病院名

2 診察を受ける者

男・女 年 月 日

3 診察の日時 年 月 日 午前・午後 時 分から

4 派遣予定職員職氏名

様式2

第 号
年 月 日

(指定病院等) 病院管理者 様

熊本県健康福祉部長
(〇〇保健所長)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院者の確認診察
について (通知)

このことについて、下記のとおり措置入院者の措置入院継続及び処遇の適否に係る確
認診察を実施するので通知します。

記

- 1 診察を受ける者
- 2 診察の日時 年 月 日 午前・午後 時 分から
- 3 派遣予定職員職氏名
- 4 確認診察にあたる精神保健指定医名

各担当者名記載

措置入院者確認診察報告書

措置入院者	氏名			年 月 日生
		(男・女)		(満 歳)
	入院病院名			
措置年月日	年 月 日	年金有無	有 (級) ・ 無	

(該当のローマ数字、算用数字及びローマ字を○で囲むこと)

1 現在の病状又は状態像

I 抑うつ状態

- 1 抑うつ気分 2 内的不穏 3 焦燥・激越 4 精神運動制止 5 罪責感
 6 自殺念慮又は企図 7 睡眠障害 8 食欲障害又は体重減少
 9 その他 ()

II 躁状態

- 1 高揚気分 2 多弁・多動 3 行為心迫 4 思考奔逸 5 易怒性・被刺激性亢進
 6 睡眠障害 7 誇大性 8 その他 ()

III 幻覚妄想状態

- 1 幻覚 2 妄想 3 させられ体験 4 思考形式の障害 5 著しく奇異な行為
 6 その他 ()

IV 精神運動興奮状態

- 1 滅裂思考 2 硬い表情・姿勢 3 興奮状態 4 衝動行為 5 自傷
 6 その他 ()

V 昏迷状態

- 1 無言 2 無動・無反応 3 拒絶・拒食 4 その他 ()

VI 意識障害

- 1 意識混濁 2 (夜間)せん妄 3 もうろう 4 錯乱

VII 知能障害

A 精神遅滞

- 1 軽度 2 中等度 3 重度

B 痴呆

- 1 全体的 2 まだら(島状) 3 仮性 4 その他 ()

VIII 人格の病的状態

A 人格障害

- 1 妄想性 2 衝動性 3 演技性 4 回避性 5 その他 ()

B 残遺性人格変化

- 1 欠陥状態 2 無関心 3 無為 4 その他 ()

IX その他

A 性心理的障害

- 1 フェティシズム 2 サド・マゾヒズム 3 小児愛 4 その他 ()

B 薬物依存

- 1 覚醒剤 2 有機溶剤 3 睡眠薬 4 その他 ()

C アルコール症

D その他 ()

特記事項

--

2 身体症状

1 失禁 2 麻痺（全・片） 3 言語障害 4 錐体外路症状 5 視力障害 6 聴力障害
7 高血圧 8 その他（ ）

3 処遇の現状（最近の診療録等から）

隔離（ 1 無 2 有 ） 有の場合、診療録記載（ 1 適 2 不適 ）
身体的拘束（ 1 無 2 有 ） 有の場合、診療録記載（ 1 適 2 不適 ）
その他（ 1 適 2 不適 ）

不適の理由	
-------	--

4 審査結果

I 措置入院について 前年度（ ） 前々年度（ ）

1 措置解除が適当

①入院継続（ a 医療保護入院へ b 任意入院へ ）
②通院医療 ③転医 ④その他（ ）

2 措置入院継続が適当

II 処遇について 前年度（ ） 前々年度（ ）

- 1 適当
- 2 改善を要する点がある（口頭指導）
- 3 著しく適当でない

改善を要する点：

以上のとおり報告します。

平成 年 月 日

精神保健指定医氏名 (署名)

熊本県知事 様

県の措置	
------	--

様式 4

措置解除・処遇改善に関する意見書

年 月 日

熊本県知事 様

病院名

管理者名

□

患 者 本 人	氏 名		年 月 日生 (満 歳)
	住 所		
意 見			